

社会福祉法人 愛泉会  
役員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛泉会（以下、「愛泉会」という。）定款第23条第1項及び第8条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等とする。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、愛泉会を主たる勤務とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等は、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものである。

(非常勤の役員等の報酬)

第3条 非常勤の理事の報酬は、以下の通りとする。

- (1) 理事長 月額 200,000 円
  - (2) 副理事長 月額 100,000 円
- 2 前項各号のいずれにも該当しない非常勤の理事の報酬は、理事会への出席1回につき10,000円とする。
- 3 非常勤の監事の報酬は、理事会、評議員会又は監事監査への出席1回につき10,000円とする。
- 4 非常勤の評議員の報酬は、評議員会への出席1回につき10,000円とする。

(常勤の理事の報酬)

第4条 常勤の理事の報酬は、以下の通りとする。

- (1) 常務理事は、月額70,000円とする。
- (2) 前号に該当しない常勤の理事は、理事会への出席1回につき10,000円とする。

(報酬の支給方法)

第5条 月額で規定される報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が、土・日曜日又は休日に当たるときは、その前日とする。

- 2 出席1回の額で規定される報酬は、出席の都度、現金で支給する。

(費用弁償)

第6条 役員又は評議員が招集に応じ、理事会、評議員会、監事監査若しくは当法人の業務等に関わる会議又は会務等に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、役員等が愛泉会の職員を兼ねているときは、費用弁償は支給しない。

- 2 前項に規定する費用弁償の額は、5,000円とする。

(旅費)

第7条 役員等が会務等のために出張した場合には、当該役員等に対し旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表の通りとする。

3 前項に規定するもの以外の旅費の額は、職員旅費支給規則に準じる。

(公表)

第8条 愛泉会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規則は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人愛泉会役員等の報酬及び旅費等支給規則は、廃止する。

附則

1 この規則は、平成30年6月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別 表 (第7条第2項)

旅 費		
鉄道及び船賃	実 費	
航空料	実 費	
車 賃	1 km・・・30円	
日 当(1日)	県 内	5,000円
	県 外	6,000円
宿泊料	県 内	12,000円
	県 外	15,000円

※ 理事会、評議員会に出席する役員及び評議員並びに任意に設置される委員会の委員の費用弁償は、旅費込みで5,000円とする。

※ 日当に昼食代(1,500円)を含む

※ 宿泊料に夕食・朝食(4,500円)を含む